

令和6年9月20日

厚生労働省  
職業安定局 需給調整事業課  
課長 中嶋 章浩 様

## 募集情報等提供事業者に対する制度改革に関する要望書

一般社団法人全国介護事業者連盟

理事長 齊藤 正行



先般、令和6年9月17日に開催された第374回労働政策審議会職業安定分科会労働力需給制度部会での審議を踏まえ「職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等がその責務等に関して適切に対処するための指針の一部を改正する件案要綱について」諮問が行われました。

その中で、募集情報等提供事業者による対応への規制案が示されています。有料職業紹介事業者と異なり、許可制度が存在しない募集情報等提供事業者に対する規制案を検討いただいていることは、公的な介護報酬・障害福祉サービス等報酬を主たる収入としている介護・障害福祉事業者の採用費高騰等の問題への対処であると理解しており、感謝申し上げます。

しかしながら、示された改正（案）の内容は、介護・障害福祉事業者と募集情報等提供事業者間で生じている問題解決に向けて更なる対応が必要になるとともに、介護・障害福祉事業者の採用費高騰に拍車をかける事態になるのではないかと危惧しています。

つきましては、下記の2点について再考・検討いただきますよう要望いたします。

### 1. 募集情報等提供事業者による金銭等提供の禁止についての見直し

改正（案）では、有料職業紹介事業者と同様の措置が示されていますが、有料職業紹介事業者と募集情報等提供事業者による採用課金型の費用支払いの仕組みは、事業構造が類似している部分もあるものの、本質的には事業構造が異なっています。募集情報等提供事業者による求職者への金銭等の提供の多

くは募集者の獲得が目的ではなく、事業の特性上支払い時の不正防止の仕組みとして取り入れている事業者が多数です。今回の改正（案）が決定となれば、募集情報等提供事業者の多くは、新たな不正防止の仕組み構築への対策を講じる必要に迫られ、その対策に要した費用が現状のサービス対価に上乗せされる可能性が高いと複数の募集情報等提供事業者より報告を受けています。結果として、公的な介護報酬・障害福祉サービス等報酬を主たる収入とする事業者の採用費の高騰、引いては経営の悪化を招く結果となることを強く危惧しています。

有料職業紹介事業者に対する金銭等の提供の禁止は、過度な「お祝い金」の提供による不当な求職者の囲い込みや、「お祝い金」の受領を目的とした求職者の頻回な転職活動の誘発を防ぐことが主たる目的であると理解しています。このような状況を踏まえて、募集情報等提供事業者による金銭等提供の禁止について改正（案）の再検討を強く要望いたします。今一度、関係団体や、募集情報等提供事業者に対するヒアリングなど丁寧な意見集約と慎重な検討をお願い申し上げます。

再検討いただくことが諸般の事情により困難な場合には、サービス費用の高騰へと繋がらぬように、金銭等の提供の禁止本来の趣旨を踏まえるとともに、募集情報等提供事業者の支払い不正防止の仕組みを目的とした現実的な金額（例えば3万円程度）の提供を可能とさせていただくことを検討いただきたく要望いたします。

## **2. 募集情報等提供事業者と利用事業者との諸課題に対するガイドラインの策定**

改正（案）では、募集情報等提供事業者の利用料金・違約金明示の措置が示されています。募集情報等提供事業者には、従来法的なルールや指針が示されておらず、料金体系や違約金等の考え方においても各社ごとに大きく異なる状況にあり、今回その明示義務が課されることは多いに歓迎するところです。同時に、募集情報等提供事業者とサービス利用事業者との間に、様々なトラブルが生じていることも当団体に報告があがってきています。例えば、サービス利用事業者に複数の応募手段からの問合せにより採用した場合のサービス費用の考え方や、求職者が複数の募集情報等提供事業者に登録し、複数社より情報提供されて採用に至った際に、2重請求や3重請求されるようなケースがあります。このような状況を幅広く情報収集いただき、募集情報等提供事業者に対する運営指針・ガイドラインを策定いただくことを要望いたします。

以上の2点について、再考・検討いただきますようお願い申し上げます。

職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等がその責務等に関して適切に対処するための指針の一部を改正する件（案）について（概要）

厚生労働省職業安定局需給調整事業課

## 1. 改正の趣旨

- 現在及び今後における人手不足の状況やミスマッチを緩和、改善するため、労働力の需給調整機能の強化を図るための更なる対応策について、
  - ①お祝い金禁止の実効性を確保するための方策を含め、法令遵守徹底のためのルールと施行の強化
  - ②職種ごとの紹介手数料実績を含め、雇用仲介事業のさらなる見える化の促進といった観点から、労働政策審議会において議論し、成案を取りまとめた。
- 上記を踏まえ、職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等がその責務等に関して適切に対処するための指針（平成 11 年労働省告示第 141 号）において、所要の措置を講ずるもの。

## 2. 改正の概要

### ○ 募集情報等提供事業者による金銭等提供の禁止

募集情報等提供事業者が、労働者になろうとする者に対して金銭等を提供することにより募集情報等提供事業の利用の勧奨を行うことは好ましくなく、お祝い金その他これに類する名目で社会通念上相当と認められる程度を超えて金銭等を提供することによって利用の勧奨を行ってはならないこととする。

労働力需給制度部会（令和 6 年 7 月 24 日）においてとりまとめた指針の規制対象外となる以下の事項については、募集情報等提供事業の業務運営要領において記載する。

本措置の趣旨（金銭等の誘因により、労働市場における適正な需給調整機能の発揮に支障が生じないよう）に照らし、次の①及び②については、これに該当しないものとする。

- ① 提供するサービスの質の向上を図るため、サービス利用者からアンケート等への回答を求める場合であって、回答者全てに対してではなく、抽選による少数者に対して、500 円程度の電子ギフト券等を提供するもの。
- ② イベント来場者を確保するため、転職フェアへの来場及びブース訪問者に対して、500 円程度の電子ギフト券等を提供するもの。（求人サイトへの登録の対価として提供されるものを除く。）

### ○ 職業紹介事業及び募集情報等提供事業の利用料金・違約金明示

- ・ 職業紹介事業の利用に関連して生じる違約金その他これに類するものとして当該事業を利用する求人者が負担する金銭等について、当該金銭等の金額、当該金銭等が発生する条件及び解除方法を含む契約の内容について、当該求人者に分かりやすく明瞭かつ正確に記載した書面又は電子メールその他の適切な方法により、あらかじめ当該求人者に対し誤解が生じないように明示することとする。ただし、口頭によるもののほか、ホームページの該当箇所を教示する等求人者が同一文面を再読できない可能性のある方法によるものは、適切な方法により明示しているとはいえないこと。
- ・ 募集情報等提供事業の利用に関連して生じる料金、違約金その他これに類するものとして当該事業を利用する労働者の募集を行う者が負担する金銭等について、当該金銭等の金額、当該金銭等が発生する条件及び解除方法を含む契約の内容について、当該労働者の募集を行う者に分かりやすく明瞭かつ正確に記載した書面又は電子メールその他の適切な方法により、あらかじめ当該労働者の募集を行う者に対し誤解が生じないように明示しなければならないこととする。ただし、口頭によるもののほか、ホームページの該当箇所を教示する等労働者の募集を行う者が同一文面を再読できない可能性のある方法によるものは、適切な方法により明示しているとはいえないこと。

### 3. 根拠条項

- 職業安定法（昭和22年法律第141号）第48条

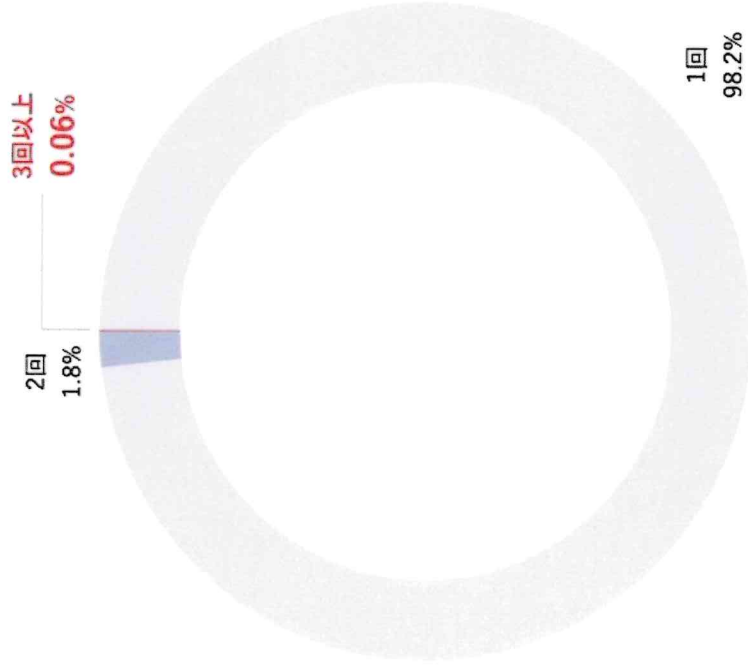
### 4. 施行期日等

- 告示日：令和6年10月中下旬（予定）
- 適用期日：令和7年4月1日

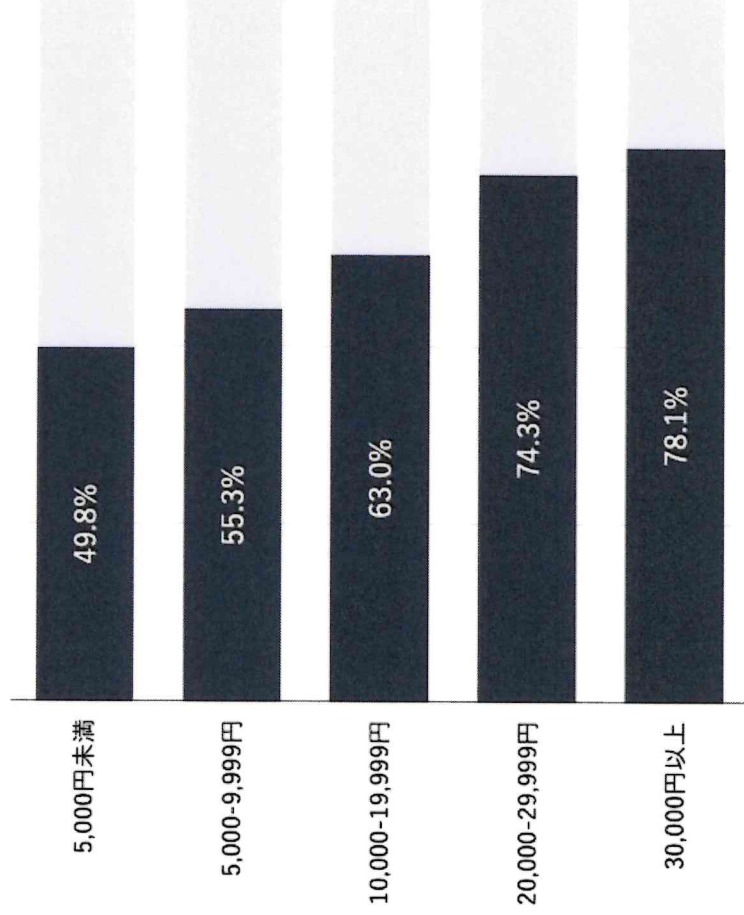
## 勤続支援金の支給状況データ（支給回数・価格帯別申請率）

弊社における勤続支援金の支給回数データを過去1年でとると、3回以上を申請しているのは0.06%。また勤続支援金の金額帯別申請率を見ると、成約ボリュームゾーンである10,000円以下の層では申請率は半分程度となり、**勤続支援金が求職者の転職を促す効果は限定的である**と言えます。今回原案にある**500円という金額では入職確認効果は乏しい**と考えております。

勤続支援金の支給回数<sup>(1)</sup>



勤続支援金の金額帯別申請率<sup>(1)</sup>



<sup>(1)</sup> データ取得期間：2023年8月～2024年7月まで